

ふくやま農業女性の会 会則

(目的)

第1条 農業に夢と希望を持ち、農業経営を意欲的に実践している女性が農業技術の向上、情報交換及び会員相互の交流を図り、農業のさらなる発展と農家生活の向上を図るため本会を結成する。

(名称)

第2条 この会は、名称を「ふくやま農業女性の会」(以下「会」という)とする。

(事務局)

第3条 この会の事務局は、福山市経済環境局経済部農業振興課におく。

(事業)

第4条 この会は第1条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 会員の農業技術の向上及び経営の安定を図るための研修会
- (2) 快適な生活環境づくりに向けての研修及び実践活動
- (3) 会員相互の交流
- (4) その他この会の目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 この会の会員は、農業を主として営んでいる女性とする。

(入会)

第6条 この会に入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出して役員会の承認を得なければならない。

(脱会)

第7条 本会の会員は、本人の意志によって退会することができる。

また次の場合は、役員会の決議を経て除名することができる。

- (1) 本会の会則に違反したとき。
- (2) 会費の納入、その他義務を怠ったとき。

(組織)

第8条 この会につきの部会を設置することができる。

- (1) 作目ごとの部会
 - (2) その他必要とする部会
2. 部会長は部会員より選出し、会長がこれを任命する。

(役員)

第9条 この会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 幹事 若干名
 - (4) 会計 1名
 - (5) 監事 1名
2. 会長は会を代表し、会議を主宰する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
4. 幹事は会務の執行にあたる。
5. 監事は会計を監査し、総会において報告する。
6. 役員の内任期は2年とし、再選を妨げない。

(役員を選出)

第10条 役員は地域ごとに選出し、その中から互選して総会で決定する。ただし、第9条に規定する部会を設置した場合には、部会長は役員を兼任することができる。

(会議)

- 第11条 会議は総会及び役員会とし会長が招集し、それぞれ会員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。
2. 総会は毎会計年度1回以上開催し、次の事項を審議する。
- (1) 事業報告及び収支決算
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) 規約の改正
 - (4) 役員を選任
 - (5) その他重要事項

(会計)

- 第12条 この会の運営に要する経費は会費、補助金、寄付金をもってあてる。
2. この会の会費は年間2,000円とする。
 3. この会の会計年度は4月1日から3月31日までとする。

(付則)

この会則は1997年1月28日から施行する。

(付則)

この会則は2007年4月17日から施行する。

(付則)

この会則は2010年4月26日から施行する。

(付則)

この会則は2011年4月11日から施行する。

(付則)

この会則は2012年4月16日から施行する。

(付則)

この会則は2018年4月27日から施行する。

(付則)

この会則は2021年4月28日から施行する。

(付則)

この会則は2022年4月25日から施行する。

(内 規)

1. 本会の会員が死亡したとき、弔慰金3,000円を送るものとする。